

## ○八雲町ふるさと応援寄附金「記念品」提案募集要綱

### (目的)

第1条 ふるさと応援寄附金による八雲町への寄附促進と地元特産品等のPR・販売促進による地元産業の活性化などの相乗効果を図るため、ふるさと応援寄附金をされた方へのお礼の記念品の提案募集を行う。

### (募集事業者の要件)

第2条 この要綱において、募集事業所は、次に掲げる要件を全て満たす事業所とする。

- (1) 八雲町のPRにつながる商品で、かつ町内で栽培、生産、製造、加工、販売、サービス等がなされている商品を提供できる事業者。
- (2) 町税の滞納がないこと。
- (3) 代表者等が、暴力団による不当な行為の防止等に関する法律に掲げる暴力団の構成員でないこと。

### (募集する記念品の要件)

第3条 この要綱において、募集する記念品は、次に掲げる要件を満たす記念品とする。

- (1) 町内で栽培、生産、製造、加工、販売、サービス等がなされている商品。
- (2) 本町のPRにつながる商品。
- (3) 商品は、「単品」「詰合せ」のどちらでも可とする。
- (4) 商品金額は、送料を除く消費税、梱包料等の必要経費を含めた金額とする。
- (5) 1点あたりの商品金額は3,000円、以後、300円単位ごとの商品金額相当とする。

### (応募方法)

第4条 八雲町ふるさと応援寄附金記念品申込書に必要事項を記入し、八雲町企画振興課企画係まで郵送、メール、FAX等により提出する。

2 申し込みの受け付けは、随時行うものとする。

### (選考方法)

第5条 八雲町への寄附金に対する「記念品」として適当と認められるかどうかの最終選考は、上記条件のほか、ふるさと応援寄附金事務代行業務を委託している㈱さとふるの条件にも合致するかどうかを含め、総合的に判断して選考する。

2 適当と認められた場合は、別途㈱さとふると契約を締結するものとする。

### (取扱いの中止)

第6条 この要綱において、次に掲げる要件に該当するときは、記念品の取扱いを中止する。

- (1) 申請内容に虚偽があったとき。
- (2) 記念品及び事業者が募集要綱に定める要件を満たさなくなったとき。
- (3) 町及び寄附者に損害を及ぼす行為があったとき。

### (その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

この要綱は、平成27年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年11月24日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年3月6日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年10月10日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年11月1日から施行する。